

江戸川区希望型指名競争入札 参加希望申請案内 (委託)	
参加資格要件	入札参加に当たっては、以下のすべての要件を満たしていること。 入札までに資格要件を満たさなくなった場合、入札に参加することはできない。 1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 2 「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置期間中でないこと。 3 「江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく排除措置期間中でないこと。 ※ ここに記載以外の資格が必要な場合があります。「希望申請要件」欄等も必ず確認してください。
申請方法及び提出書類	参加希望申請は電子調達サービスにより行う。 [提出書類] 申請に当たっては、以下の書類を電子調達サービス上の「希望票兼予定監理技術者等調書」に添付すること。ただし、止むを得ない理由により添付できない場合は、江戸川区の指示した方法によること。 ＜電子の契約書を希望する場合＞ ・電子契約利用申出書 ※ xlsx 形式のまま添付してください。 ※ 落札者のもののみ有効として取り扱います。ご了承ください。
指名通知	申込締切後、電子調達サービスにより通知する。(メールは送信されません。電子調達サービスにログインし、指名通知書を表示して確認してください。)
設計図書	設計図書等のデータダウンロードに当たっては、下記利用規約を遵守すること。 [利用規約] ＜データの利用＞ ・ダウンロードするデータは、利用者が本工事の入札金額を積算する用途に限り使用することができる。 ・使用後はデータを速やかに削除すること。 ・データ利用者は、データを保持(ハードディスク、CD-ROM、紙等媒体を問わず)している限り、この利用規約を遵守するものとする。 ＜禁止事項＞ ・積算目的以外によるデータの二次配付 ・他人の著作権及び知的財産権を侵害する恐れのある行為

	・ 公序良俗に反し、他人に不利益を与える行為 ・ その他、江戸川区が不適切と判断する行為 ＜違反者への対応＞ ・ 上記禁止事項に該当する行為を行った利用者に対して、指名停止措置等を講じることがある。												
設計図書等に関する 質疑応答	・ 質問は電子調達サービスに登録すること。（電話、メール、FAX等では受け付けません。） ・ 質問締切日時及び回答予定日は次のとおりとする。 <table><tr><td>予定金額(税込)</td><td>締切日時 ※1・2</td><td>回答予定日</td></tr><tr><td>500 万円未満</td><td>2 日目の正午</td><td>3 日目</td></tr><tr><td>500 万円以上 4,500 万円未満</td><td>5 日目の正午</td><td>7 日目</td></tr><tr><td>4,500 万円以上</td><td>7 日目の正午</td><td>10 日目</td></tr></table> ※1 指名通知日の翌日から起算する。 ※2 土・日・祝祭日・閉庁日は算入しない。また、ゴールデンウィーク、夏季お盆、年末年始等に変更になる場合がある。 ・ 質問又は回答が登録されたことのお知らせするメールは届きません。適宜、電子調達サービスにログインして確認してください。	予定金額(税込)	締切日時 ※1・2	回答予定日	500 万円未満	2 日目の正午	3 日目	500 万円以上 4,500 万円未満	5 日目の正午	7 日目	4,500 万円以上	7 日目の正午	10 日目
予定金額(税込)	締切日時 ※1・2	回答予定日											
500 万円未満	2 日目の正午	3 日目											
500 万円以上 4,500 万円未満	5 日目の正午	7 日目											
4,500 万円以上	7 日目の正午	10 日目											
入札方法	○ 電子調達サービスによる。 ・ 入札金額は消費税相当額を除いた額(税抜き)とする。 ・ 添付資料は不要。（誤って添付された場合は、その添付資料は無視します。）												
注意事項	○ 入札者は江戸川区の「入札者心得」を遵守しなければならない。 ○ 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 ○ 入札参加者が2者未満の場合、参加要件を緩和して希望申請受付期間を延長することがあります。その場合、指名予定日、入札締切日時、開札日時が変更されます。												
その他	○ 江戸川区工事等の入札に関する要綱・基準および要領に基づき、入札を行う。 ○ 希望申請ができる件数について (1) 建築設計・土木設計・設備設計・測量・地質調査については、現在契約中の本区設計等委託を含め、それぞれ 4 件までとする。 (2) 同一週に公表された同業種の申請は2件までとする。ただし、初回公表期間のみ適用する。 ※次の①～③のいずれかに該当する場合は、件数に算入しない。 ①特命随意契約 ②年間単価契約 ③契約課契約係が窓口とならない契約（主管課契約）												